

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	(単位:億円、%) 対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	40	41	△1	△ 2.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	40	41	△1	△ 2.4

2. 財政投融资計画残高

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	(単位:億円、%) 対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	765	796	△31	△ 3.9
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	765	796	△31	△ 3.9

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		299	253	46
(内訳)	水源林造成事業	299	253	46

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		374	330	45
(財源)	財政投融资	40	41	△1
	財政融資	40	41	△1
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	334	289	46
	一般会計出資金	77	81	△4
	一般会計補助金	224	175	49
	東日本大震災復興特別会計補助金	1	1	△0
	その他	33	32	1

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

本事業は、水源を涵養する等の目的で、森林の造成を行う必要があるにもかかわらず、森林所有者が自助努力を行っても林業生産活動のみでは造成が進まない民有林において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が費用負担者となって、水源林を造成し、国民生活に不可欠な水資源の涵養、国土保全、地球温暖化防止等に資する事業である。

本事業は、国民生活に不可欠な水資源の安定的な確保、森林の有する国土・環境保全等の公益的機能の維持増進等のナショナルミニマムの達成を図り、国民生活上不可欠な社会資本の形成に資することを目的としている。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

本事業は、水源の涵養、国土の保全を図るため、森林所有者自らによる森林造成が困難な奥地水源地域で水源林の造成を行うものである。木材価格の長期的な低迷等の厳しい林業情勢の下、森林所有者による森林整備が一層困難となる中で、①森林所有者自らが森林整備を行うことが困難な奥地水源地域で実施しており、その収益性は低いこと、②特に、水源涵養のための森林整備の受益は、河川の上流から都市を中心とした下流まで広範囲にわたること、などから、民間での実施にはなじまず、公的主体により確実に実施していく必要があるため、森林研究・整備機構が実施しているものである。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

水源林造成事業は、昭和36年から開始し、これまでに全国で約49万ha(東京都と神奈川県を合わせた面積に相当)の水源林を造成している。これらによる水源涵養効果は、年間約31億 m^3 (東京都で使う約2年分の水量に相当)と推計されている。

事業実施による効果は、植栽面積39.7万ha(昭和36年度から平成13年度までに植栽した面積の合計(平成14年度以降の植栽林分は全額補助金により実施))について「林野公共事業における事業評価マニュアル」に基づく便益の計測を行った結果、便益の合計は約249,051億円となっている。

便益について個別に分類すると以下のとおりである。

①	水源涵養便益(洪水防止、流域貯水、水質浄化)	166,217億円
②	山地保全便益(土砂流出防止、土砂崩壊防止)	68,334億円
③	環境保全便益(炭素固定)	12,849億円
④	木材生産便益(木材生産確保・増進)	1,651億円

＜償還確実性又は収益性の確保＞

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

昭和 36 年度から造成してきた約 49 万 ha の水源林は順調に生育し、平成 13 年度以前に植栽した水源林については、その多くが下刈、除伐等を要する時期を経過しており、今後は業務経費の漸減が見込まれること、また、主伐による伐採収入等の漸増が見込まれることから、財政融資資金借入金の償還に問題はない。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

5. 財投編成における P D C A サイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和 7 年度の水源林造成事業においては、着実に事業を実行し、財投融資枠 42 億円について全額実行しているところである。

また、これまでの実地監査結果等を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において、事業の実行に関することや、財政融資資金等の償還に関するシミュレーション結果について審議を行うことにより、償還確実性を確認するとともに、コスト削減の取組を実施しており、これを踏まえた要求を行っている。

（参考：過去 3 か年の財政投融資の運用残額）

	5 年度	6 年度	7 年度
運用残額	－ 億円	－ 億円	－ 億円
運用残率	－ %	－ %	－ %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

＜その他＞

6. 上記以外の特記事項

特になし

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」において、激甚化・頻発化する自然災害等への対策、森林資源の循環利用を推進する等とされており、水源の涵養をはじめとする森林の公益的機能の維持増進に資する水源林造成事業を通じて、奥地水源地域における間伐等の森林整備を推進する。

○「経済財政運営と改革の基本方針2026」

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(3) 強い地域経済の構築

(農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化)

「森林・林業基本計画」の下、森の国・木の街を目指し、循環利用の促進のため、森林集約や境界明確化、林業適地での重点的な路網整備や再造林、スマート林業、多様な人材・経営体育成、サプライチェーン強靱化、国産材転換・木材や木質系新素材の利用拡大を集中的に進める。

3. 国民の安全・安心の確保

(1) 防災・減災・国土強靱化の推進

(令和の国土強靱化対策、防災対策の推進)

激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機から、現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えするため、令和の国土強靱化対策を断行する。

「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画2026」に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。

(2) 東日本大震災・能登半島地震への対応

(東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興・再生)

福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし。「復興の基本方針」に基づき、まずは今後5年間で何としても解決していくとの強い決意で、様々な課題に取り組む。国が前面に立って、原子力災害被災地域の復興・再生を推進する。住民の帰還・移住に向けて、特定帰還居住区域の除染・インフラ整備、帰還困難区域内の森林整備の再開や活動の自由化の検討を進め、営農再開等による生活や生業の再建に取り組む。

(能登半島地震からの復旧・復興)

令和6年能登半島地震及び豪雨災害からの創造的復興を遂げなければならない。インフラの復旧・整備、災害公営住宅の整備、復興まちづくり、被災者の生活や生業の再建、地場産業・伝統産業の復活・振興、地籍調査・法務局地図作成の加速を推進する。

(3) 治安・安全の確保

(安全・安心な暮らしの確保、環境リスクへの対応・気候変動適応策)

社会・経済の持続可能性を高めるため、熱中症対策等の気候変動適応策の社会実装やネイチャーポジティブの実現を通じた生物多様性保全に取り組むとともに、クマ被害、外来生物、花粉症、PFAS、土壤汚染等、生活環境・自然環境・生業に係るリスクへの対応を進める。

○「日本成長戦略」

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(14) 防災・国土強靱化

防災・国土強靱化は、災害時に人命を守り、被害を最小限に抑制するなど、強い経済を下支えするための投資である。「国土強靱化基本計画」・「第1次国土強靱化実施中期計画」も踏まえ、ハード・ソフトの両面で事前防災及びインフラの予防保全を徹底し、「令和の国土強靱化」を進めるとともに、防災技術の研究開発・実装を進め、積極的に海外に展開していく。

○「地域未来戦略」

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第1節 強い地域経済の構築に貢献する主な施策の推進

ア. 産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出

Ⅱ. 計画実現に向けた支援施策【政策手段】

6. 本節のKPI及び工程

a. 地域資源の活用促進

・スマート林業推進に向け、森林・林業基本計画に即しデジタル林業戦略拠点を横展開し、2030年度以降、達成状況等を踏まえ施策を検討する

1. 強い地域経済の構築

(40) 強靱な国産材サプライチェーン構築を通じた「森の国・木の街」実現

(73) 国土情報基盤の強化による建設・農林水産分野等のDX推進と人手不足への対応

2. 豊かな生活環境

イ. 持続可能な生活インフラの実現

(19) 防災・減災、国土強靱化の推進

財政投融資の要求に伴う政策評価

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

1. 各府省庁の政策評価の結果

政策評価は林野庁が実施し、その実施に当たっては林野庁に設置している学識経験者で構成する水源林造成事業評価技術検討会において、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保が図られている。

政策評価の観点としては①費用便益分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等について評価を行うとともに、これらに基づき必要成、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に評価を行うこととしている。

令和 7 年度の政策評価の結果については、水源林としての機能を発揮するため長期にわたって健全な森林を維持・管理する必要がある、事業の効率性・有効性も認められることから、対象となった全ての地区において事業を継続することが適当とされた。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

政策評価結果については、林野公共事業全体の動向も踏まえコスト削減に努める等、財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方に反映し、要求を行うこととしている。

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

1. 決算についての総合的な評価

- 造林木の販売にあたっては、一般競争入札による販売を行うなど積極的な販売に努めた結果、7億円の当期総利益を計上した。なお、当期総利益については積立金として整理している。
- 長期借入金については計画どおり償還を進める中、令和7年度末の借入金残高は820億円（対前年度▲38億円）となり、着実に負債の減少が進んでいる。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産 12,209億円
- 負債 858億円
- 純資産 11,351億円

(2) 費用・収益の状況

- 費用 36億円
- 収益 42億円（前中長期目標期間繰越積立金取崩額含む）